

ケアハウス 利用料金表

①サービス利用料金（1ヵ月あたり）

対象収入	生活費	事務費	管理費	光熱水費	※暖房費
1,500,000 円以下	44,810	夫婦 7,000	35,000	10,000	2,070
		単身 10,000			
1,500,001～ 1,600,000	44,810	13,000	35,000	10,000	2,070
1,600,001～ 1,700,000	44,810	16,000	35,000	10,000	2,070
1,700,001～ 1,800,000	44,810	19,000	35,000	10,000	2,070
1,800,001～ 円以上	44,810	22,000	35,000	10,000	2,070

※11月～3月（冬期）は暖房費がかかります。

②介護保険自己負担額＜介護サービス費の1割の額・30日あたり＞

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険自己負担額	5,951	10,170	17,593	19,751	22,040	24,133	26,389

介護保険自己負担額＜介護サービス費の2割の額・30日あたり＞

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険自己負担額	11,903	20,339	35,185	39,502	44,080	48,265	52,778

介護費用負担額＜介護サービス費の3割の額・30日あたり＞

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険自己負担額	17,854	30,509	52,778	59,252	66,119	72,398	79,167

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額が変更となります。

※区から配布される負担割合証のとおりとします。

③介護保険加算自己負担額＜加算は利用者様により異なります＞

自己負担1割の場合（自己負担2割の場合は約2倍、3割負担の方は約3倍の金額）

個別機能 訓練加算Ⅰ	1日	13円	30日	393円	機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定する。
個別機能 訓練加算Ⅱ	1月	21円	—	—	個別機能訓練加算Ⅰを算定している利用者について、訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、訓練の実施に当たって当該情報その他訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること。
夜間看護 体制加算	1日	11円	30日	327円	看護師による24時間連携体制、健康管理体制の確保（重度化対応の指針を作成します）

医療機関連携加算	1月	87円	—	—	看護師が利用者の健康状況を継続的に記録し、協力医療機関又は主治医に対して月1回以上情報提供した場合
退院・退所時連携加算	1日	33円	30日	990円	医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れる場合※入居から30日以内に限る
入居継続支援加算	1日	40円	30日	1200円	たんの吸引などのケアの提供を行う特定施設に対する評価。介護福祉士の人数が利用者6名に対して1名以上であること。またたんの吸引等を必要とする者の占める割合が利用者の15%以上であること。
若年性認知症入居者受入加算	1日	131円	30日	3930円	若年性認知症の人を受け入れ、本人やその家族を踏まえた介護サービスを提供する。
看取り介護加算	1日	—	—	—	○死亡日以前4日以上30日以下日につき157円 ○死亡の前日および前々日につき742円 ○死亡日につき1396円
ADL維持等加算	1月	33円	—	—	日常生活の能力を評価する検査（Barthel Index）を適切に行える職種がADL値を測定し、測定した日の属する月毎に、厚生労働省に提出する。 ※令和3年度下半期以降に算定予定
科学的介護推進体制加算	1月	44円	—	—	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出することと、フィードバックの情報を活用することにより、計画・実行・評価・改善のサイクルを推進し、ケアの質の向上を図る。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ	1日	23円	30日	719円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	1日	19円	30日	588円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること

※夜間看護体制加算は要介護1～要介護5までの方が対象になります。

※サービス提供体制強化加算は介護福祉士の割合によりいずれかの算定となります。

④介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 自己負担額

介護職員処遇改善加算

（介護職員の賃金改善を実施するものとして、処遇改善計画書を作成し都知事に届け出た場合）

	利用者自己負担額※						
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護職員処遇改善加算Ⅰ	573円	919円	1,553円	1,724円	1,909円	2,080円	2,262円

介護職員特定処遇改善加算Ⅰ（令和元年10月1日～）

（経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる賃金改善を実施するものとして、介護職員等特定処遇改善計画書を作成し都知事に届け出た場合）

	利用者自己負担額※						
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護職員特定 処遇改善加算	121円	190円	313円	348円	385円	420円	457円

※利用者自己負担額は、30日あたりの金額であり月によって異なります。また、利用者個々の算定している加算の数により金額は異なります。上記金額は、30日あたりの最大金額になります。

⑤上乗せ介護費用

上乗せ介護費：人員配置が手厚い場合の介護サービス利用料です。当施設は利用者と職員の比率が2.5：1以上の配置となっています。（国の基準は3：1です）

各介護度別に上乗せ介護費を算定しています。（1ヵ月あたり）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
上乗せ介護費	30,000円	31,500円	36,500円	40,000円	45,500円	50,000円	54,500円

※手厚い看護・介護職員の配置により算出した金額です。

※外泊・入院による不在期間も、国の基準より手厚い2.5：1以上の職員配置を維持し、施設に戻られるのをお待ちするため、日割り計算は行わずその間も上乗せ介護費用を頂きます。

⑥実費

◆日用消耗品のレンタル料金（※ご希望の方のみです）

品目	単価	月額（30日計算）
マットレス（オムニマット）	20円/日	600円
マットレス（トリオレ）	25円/日	750円
寝具類一式	60円/日	1,800円
バスタオル	30円/枚	516円
フェイスタオル	15円/枚	129円
おしぼりタオル	10円/枚	1,800円
ラバーシーツ	145円/枚	725円

※月額（30日計算）は目安です。参考までの下記の計算式をご確認ください。

※寝具類は掛け布団、肌掛け布団、ベッドパット、枕、枕カバー、敷布、包布がセットになっています。

- ・バスタオル 2枚/回 × 2回/週 × 4,3週 × 30円
- ・フェイスタオル 1枚/回 × 2回/週 × 4,3週 × 15円
- ・おしぼりタオル 6枚/日 × 30日 × 10円
- ・ラバーシーツ 1枚/週 × 5週 × 145円

◆訪問理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービス（カット、パーマ、カラー、顔そり、髭剃りなど）をご利用いただけます。毎週月曜日と木曜日にご利用いただけます。

◆レクリエーション・クラブ活動・行事費

利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動・行事に参加していただくことができます。

◆貴重品の管理

利用者の希望により貴重品管理サービスをご利用いただけます。

- 管理する金銭の形態 現金、または金融機関に預け入れている預金
- お預かりするもの 現金、預金通帳と金融機関への届出印、年金証書等
- 預かり金管理料は毎月 1,650 円となります。

毎月の利用料金は、① + ② + ③ + ④ + ⑤ + (⑥) となります。

※①は利用者の 1 年間の収入によって、②と④と⑤は利用者の要介護度によって料金が異なるので、当てはまる金額で計算をして下さい。